

# 処 分 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第51条の9
処 分 の 概 要	登録法人に対する適合命令
原権者（委任先）	神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め	
処 分 基 準	<p>登録法人に法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。</p> <p>例えば、以下のような場合は、適合命令は行わないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。</li></ul>
問 い 合 わ せ 先	神奈川県警察本部 交通部 交通指導課 駐車審査係 (電話 045-211-1212 内線5152)
備 考	